

令和6年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方法に関する 保険者支援事業 公募型プロポーザル募集要領

令和6年8月27日

1 事業について

- (1) 委託業務名
令和6年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方法に関する保険者支援事業業務委託
- (2) 業務概要
市町村が介護保険事業の実情や課題を把握した上で、介護保険事業計画の進捗管理や事業立案につなげるため、見える化システムの操作や各種データの収集及び分析方法を習得するための研修や地域分析に資する事業を企画・運営する。
- (3) 業務内容
別紙「令和6年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方法に関する保険者支援事業業務委託提案仕様書（以下、提案仕様書という。）のとおり。
なお、委託業務の実施に際して、業務委託予定者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、福島県（以下「県」という。）と業務委託予定者で協議の上、決定する。
- (4) 業務委託期間
委託契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 委託料の上限額
3,256,000円（消費税及び地方消費税込み）

2 業務委託予定者の選定について

- (1) 選定方式
公募型プロポーザル
- (2) 審査方法
業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査委員会のヒアリング等によりこれを総合的に評価し、最も評価が高い事業者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。

3 スケジュール

質問書の提出期限	令和6年 9月 6日（金）17時
質問に対する回答	令和6年 9月 9日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年 9月17日（火）17時
企画提案書の提出期限	令和6年 9月27日（金）17時
プレゼンテーション審査日	令和6年10月 3日（木）
審査結果の通知	令和6年10月 7日（月）以降
仕様書協議・契約締結	令和6年10月上旬

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領の公示日から契約締結日までの期間において、県から入札参加資格制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納していないこと。

5 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、県保健福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、高齢福祉課での窓口又は郵送等での配付は行いません。

また、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や提案仕様書を十分確認の上、参加してください。

6 質問の受付と回答

- (1) 提出書類
質問書（第1号様式）
質問がある場合のみ提出してください。

- (2) 提出期限
令和6年9月6日（金）17時 必着
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。
電子メールの送信後、送信した旨を電話にてお知らせください。
電話による質問の受付は行いません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、高齢福祉課のホームページにて公表します。
- (5) 回答日
令和6年9月9日（月）

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
ア 参加表明書（第2号様式）
イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）
ウ 定款又は寄付行為の写し
エ 直近の決算書又は事業報告書の写し（収支状況がわかるもの）
- (2) 提出期限
令和6年9月17日（火）17時 必着
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。
電子メールの送信後、送信した旨を電話にてお知らせください。
- (4) その他
ア 参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。
イ 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
ウ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出願います。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
ア 企画提案書（任意様式）具体的なスケジュール案も盛り込んでください。
イ 団体等概要（第4号様式）
ウ 業務実施体制書（第5号様式）
エ 担当者経歴書（第6号様式）
オ 受注実績書（第7号様式）
カ 参考見積書（任意様式 A4判）積算内訳が分かるように作成してください。
※ イ〜カは、必要事項が網羅されていればア企画提案書に記載することでも可。

- (2) 提出部数
4部（正本1部、副3部）
- (3) 提出期限
令和6年9月27日（金）17時 必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送してください。持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時までとします。
また、ア 企画提案書については、電子メールによりPDFデータも提出してください。
- (5) 企画提案書の作成時の留意点
任意様式で可ですが、日本工業規格A4版、カラー、両面（長辺綴じ）、全25ページ以内としてください。
提出書類のうち、イ～カはアの企画提案書に記載することを可としますが、必要事項を漏れなく記載してください。また、企画提案書は、全てを含めて25ページ以内で作成してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格または無効
本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。
ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
イ 作成様式及び作成上の注意事項に示された内容に適合しないもの
ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
オ 委託料の上限額を超過しているもの
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザルの参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 費用負担
プロポーザルの参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。
- (4) その他
ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
イ 提出された企画提案書等は返却しません。
ウ 指定する期限や方法による提出がなかった場合及び本募集要領に定める事項に反する提出があった場合には、その企画提案は無効とします。
エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となり、請求を受けた場合は、不開示情報を除き原則公開されることとなります。

10 審査の実施

- (1) 審査委員会の開催日時
令和6年10月3日(木)
開始時刻は別途通知します。
なお、企画提案書の提出が1者のみの場合、書面審査とする場合があります。
- (2) 審査委員会の開催場所
別途通知する福島市内の会場
- (3) 審査基準及び配点
別記のとおり
- (4) 業務委託予定者の選定方法
 - ア 各審査委員の得点を合算した後、企画提案者ごとに総得点を算出し、総得点が最も上位の者を業務委託予定者とします。
 - イ 企画提案者が1者の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託予定者選定の条件とします。
 - ウ 上位2者が同点となった場合、参考見積額の低い企画提案者を業務委託予定者として選定します。
- (5) プレゼンテーションにおける留意事項
 - ア 出席者は提案者1者につき4名以内とします。
 - イ プレゼンテーションは、企画提案書を補完する説明を行うこととし、資料の差し替えや新たな資料の配付は認めません。
 - ウ 説明15分、質疑10分、計25分の予定です。それぞれ終了1分前にベルを鳴らしますので、時間内に終了してください。
 - エ 事前に提出した企画提案書に明示してある場合、説明時間内において持込PCによる動画の再生を認めます。ただし、オンラインによる遠隔地からのプレゼンテーション参加は認めません。また、会場はネット接続環境がありません。

11 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案の採用・不採用に関わらず、書面により通知します。
結果通知は、令和6年10月7日(月)以降を予定しています。
また、審査結果を通知した日の翌日以降、業務委託予定者の名称を高齢福祉課ホームページに公表します。
なお、選定されなかった者は、通知が到着した日の翌日から起算して2週間以内に書面により「請求者の総得点及び業務委託予定者の企業名と総得点」の開示を求めることができます。開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して2週間以内に通知します。

12 契約の締結等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と、下記のとおり業務委託契約の締結交渉を行います。

- (1) 委託契約の手続き
福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約により、業務

委託予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約候補者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(2) 業務仕様書の協議

委託契約にかかる業務仕様書は、業務委託予定者の提案内容を基本とし、県と業務委託予定者との協議により内容を決定します。

(3) 契約金額の決定

(2)の協議結果により業務仕様書を決定し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積額は1(5)委託料の上限額を超えないものとします。

(4) 委託料の支払い

委託業務完了後を原則としますが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払できることとします。

(5) その他

ア この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結に至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合、審査結果における次点者と契約の締結交渉を行います。

イ 契約後、確定した業務仕様書に基づく業務の履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

13 問合せ及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部高齢福祉課（担当：鈴木）

電話 024-521-7744

メール kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp

別記 10 (3) 関係 審査基準及び配点

審査項目		評価の視点	配点	計
業務遂行能力	業務体制	法人の経営基盤や職員の配置など、事業を遂行するための体制は整っているか。	5	20
	スケジュール	業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールであるか。	5	
	遂行能力	本業務と類似する業務の受注実績があるか。または特筆すべき業務成果があるか。	10	
事業の有効性	専門技術力	研修講師について、業務に関する相当程度の知識、経験が認められるか。	5	15
	情報収集力	厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムや、関連するデータ分析の最新の情報を入手できているか。	10	
企画提案内容	企画性	研修内容について、本事業の目的を達成するのに十分な企画となっているか。	35	60
	事業の効果設定と検証方法	提案内容の効果設定と、検証方法の提案がなされているか。	10	
	独自提案	独自提案は、事業効果を高める内容となっているか。	15	
経費	業務経費	事業費は算定根拠が明確に示されているか。計上されている経費は適当か。	5	5
		合計		100